

# 茨城県オリジナル品種 いちご「いばらキッス」商標の使用管理規程

## (目的)

第1条 この規程は、茨城県オリジナル品種いちご「いばらキッス」の生産振興に資するため、公益社団法人茨城県農林振興公社（以下「農林振興公社」という。）が商標権を有する「いばらキッス種のいちご」の商標（以下「いばらキッス商標」という。）の使用管理に関し必要な事項を定める。

## (対象商標)

第2条 いばらキッス商標とは、右図をいう。



## (使用対象者)

第3条 いばらキッス商標の使用対象は、次の者とする。

- (1) いばらキッスを栽培している茨城県内の生産者、全国農業協同組合連合会茨城県本部（以下「全農茨城県本部」という。）、いばらキッスを出荷販売している茨城県内の農業協同組合・生産団体（以下、「農協等」という。）
- (2) 全農茨城県本部または農協等から推薦され、いばらキッス(いばらキッスを加工した商品を含む)を積極的に販売、またはPRする者（小売業者、食品加工業者等）
- (3) 茨城県、茨城県内の市町村、茨城県いちご経営研究会

## (使用の許可)

第4条 いばらキッス商標を使用する者は、農林振興公社の使用許可を受けるものとし、茨城県が別に定めるいばらキッスの生産振興等の方針を遵守するものとする。

(使用許可の申請等)

第5条 いばらキッス商標の使用許可を受けようとする者は、使用許可申請書(様式1号)を農林振興公社に提出する。また、第3条(2)に規定する者は、全農茨城県本部、農協等の使用許可推薦状(様式2号)を添付するものとする。

- (1) いばらキッス商標使用許可申請について、農林振興公社は茨城県との協議を経て使用を許可するものとする。
- (2) 農林振興公社は、いばらキッス商標の使用を許可した者に対して、商標使用許可証(様式3号)を交付するものとする。
- (3) 農林振興公社は、使用許可にあたり必要な書類を求めることができる。

(使用許可の取消)

第6条 農林振興公社は、使用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、いばらキッス商標の使用許可を取り消すことができる。

- (1) いばらキッス商標使用にあたり第三者に何らかの誤解を与えるような使用をしたとき、その他不正に使用したとき。
- (2) 茨城県産いちごの販売に際して信用を損なう行為により、茨城県産いちごのイメージを著しく失墜させたとき。
- (3) その他、いばらキッスの生産振興等に反する行為をしたとき。農林振興公社が許可取消の必要があると認めたとき。

(その他)

第7条 この規程の改廃は、農林振興公社が茨城県と協議を経て定める。

附 則

この規程は、平成28年6月13日から施行する。

(様式1号)

平成 年 月 日

公益社団法人茨城県農林振興公社

理事長 宮本清一郎 殿

住 所

名 称

代表者氏名

印

## 茨城県オリジナル品種いちご「いばらキッス」商標 使用許可申請書

茨城県オリジナル品種いちご「いばらキッス」商標の使用管理規程第4条の条件を遵守し、第5条の第1項の規程に基づき、茨城県オリジナル品種いちご「いばらキッス」商標の使用許可を申請します。

### 記

1. いばらキッス商標の使用法 (※必要に応じて、写真を添付する)  
例) のぼり、こしまきにいばらキッスキャラクターを使用する。
2. 推薦状(様式2) (※商標の使用管理規程第3条(2)の者が申請の場合に添付)  
例) JA〇〇からの推薦状を添付いたします。

(様式2号)

平成 年 月 日

公益社団法人茨城県農林振興公社  
理事長 宮本清一郎 殿

住 所

名 称

代表者氏名

印

## 茨城県オリジナル品種いちご「いばらキッス」商標 使用許可推薦状

茨城県オリジナル品種いちご「いばらキッス」商標の使用許可申請にあたって、下記使用希望者については、いばらキッスを積極的に販売・PRをいたしますので、推薦いたします。

記

名 称

住 所

代表者氏名

(様式3号)

許可第 号

茨城県オリジナル品種いちご「いばらキッス」  
商 標 使 用 許 可 証

使用内容：「 」

使用開始 平成 年 月 日

申請者 住 所  
名 称  
代表者氏名

平成 年 月 日

公益社団法人茨城県農林振興公社  
理事長 宮本 清一郎 印

## 茨城県オリジナル品種 いばらキッス商標の使用許可申請等の事務手続き

規程第5条、いばらキッス商標の使用許可申請等に係る事務手続きを、次のとおり定める。

- 1 全農茨城県本部が扱う各農協の出荷資材における、いばらキッス商標の使用許可申請をするときは、全農茨城県本部が当該農協に周知のうえ、各農協における使用内容等が明らかな資料を添付し、全農茨城県本部が一括申請する。
- 2 各農協及び生産部会が、いばらキッス商標使用許可申請をするときは、使用内容等が明らかな資料を添付して代表者が申請する。
- 3 生産団体が、いばらキッス商標使用許可申請をするときは、使用内容等が明らかな資料及び使用者名簿を添付して代表者が申請する。
- 4 生産者が個人で、いばらキッス商標使用許可申請をするときは、使用内容等が明らかな資料を添付して申請する。
- 5 推薦状を添付し、いばらキッス商標使用許可申請をする者は、使用内容等が明らかな資料を添付して申請する。
- 6 上記2～5の申請にあつたては、管轄する農業改良普及センターと連絡を密にし、指導・支援を積極的に受けるものとする。